

TAINS

Tax Accountant Information Network System

はじめに

今回は、相続財産としての名義預金に関して重加算税の賦課決定が争われた裁判について、請求が棄却された裁判と、請求が認められた裁判をそれぞれご紹介いたします。

I 請求が棄却された裁判

R1.9.10非公表裁判
（棄却）F 0 - 3 - 725

<事案の概要>

この裁判の事案は次のとおりです。
被相続人（「亡A」とします。）の共同相続人は妻・長男・三男の3名で、亡Aの相続税申告に当たって、いわゆる「名義預金」を申告していませんでした。その後、税務調査が行われ、妻名義の預金は相続財産であると指摘を受け、修正申告したところ、重加算税の賦課決定処分がなされた、という事案です。

<審判所の判断>

審判所は、次のように判断しました。

1. 名義預金の相続財産該当性の判断基準

ある財産が被相続人以外の名義であったとしても、その財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったと認められる場合には、その財産は相続税の課税の対象となる相続財産に当たると解される。そして、被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったか否かは、その財産又はその原資の出えん者、その財産の管理及び運用の状況、その財産から生ずる利益の帰属者、被相続人とその財産の名義人並びにその財産の管理及び運用をする者との関係、その財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である。

2. 事実の認定

審判所は、主に次の点を事実として認定しました。

①妻は、以前パート収入を得ていたが、相続開始時には専業主婦であり、また亡Aの生前において、亡Aから妻に対する金銭の贈与は認められない。故に妻名義の預貯金の原資の出えん者は被相続人である。
②長男は、被相続人の生前に名義預金の存在を知らされていた。
③長男は、税務代理人である税理士から、名義預金の説明を受け、名義預金の有無の確認をされたところ「ない」と回答した。

3. 重加算税の賦課について

重加算税については、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、偽装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、偽装と評価すべき行為が存在すること、これに基づいて過少申告がされたことを要するものであることが賦課要件であるとし、その認定に当たっては架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から相続財産を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合に賦課されるとしました。

4. 本事案のあてはめ

本事案に関しては、2で示した①～③の事実は、「当初から相続財産を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたものと評価するのが相当である。」として重加算税の賦課決定処分を適法と判断しました。同時に、相法19の2⑤（配偶者に対する相続税額の軽減）の「隠蔽偽装行為」としても認定しています。

SERIES TAINS解体新書

名義預金に関して重加算税の賦課要件が争われた事例



田口 渉【向島】

II 請求が認められた裁判

R3.3.1非公表裁判
（全部取消し）F 0 - 3 - 760

<事案の概要>

この裁判の事案の概要は次のとおりです。

被相続人（「亡A」とします。）の共同相続人は、妻・長女・長男の3名です。亡Aは、個人事業を営んでおり、自宅に多額の現金を保管していました。亡Aは妻に妻名義の預金口座を開設して現金を保管することを指示しました。妻は、その指示どおりに預金口座（以下、「本件預金」。）を開設し現金を入金しました。相続人らは亡Aの相続税の申告において本件預金を申告しませんでした。税務調査において、本件預金は相続財産であるとの指摘を受け、修正申告に応じましたが、重加算税の賦課決定処分を受けました。

<審判所の判断>

1. 本件預金の相続財産の該当性について

亡A及び妻の貯蓄能力等から、本件預金の原資は本件被相続人の財産であると強く推認される一方、当該推認を妨げるような事情は認められないから、本件預金の原資は、本件被相続人の財産であると認められる、としました。

2. 重加算税の賦課についてのあてはめ

本裁判は、重加算税の賦課要件について上記1・3と同様に述べ、本事案については、次の事実を認定しました。

①本件預金については、必ずしも民法が採用する夫婦別産意識の強いとはいえない夫婦関係においては、様々な理由から、例えば夫の財産を妻の名義で預金となされることは通常にみられる

ことであり、これについて一概に将来の相続税を免れるための事実の歪曲と評価することはできない。

②本件預金の開設は、相続開始日の4年以上前であり、本件相続の開始時期も予想できない時点での開設と言え、直ちに相続財産の隠蔽偽装が目的とは認めがたい。

③税務調査時において、甲は調査官に対して本件預金の存在を告げなかったが、妻は高齢であり、税務調査の対応を長女・長男に任せていたためのこととしても不自然な点はなく、事実の脱漏があったとは言えない。

④当初申告時において、税理士事務所から亡A名義以外の財産に係る書類の提出は依頼されていなかったことから、妻が本件預金の存在を伝えなかったことは過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動であったとまでは認められない。

以上の4点を事実として認定し、隠蔽偽装行為はなかったとして重加算税の賦課決定処分を取消しました。

そして、相法19の2⑤（配偶者に対する相続税額の軽減）が規定する「隠蔽偽装行為」については、通法68①に規定する「隠ぺい又は偽装」と同義であるとして適用処分を取消しました。

おわりに

TAINSで検索される場合は、[詳細検索]⇒[TAINSキーワード]欄に、「名義預金」「重加算税」と入力してください。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール〈info@tains.or.jp〉にてお問い合わせください。

記帳業務を自動化！ AIで仕訳入力が 楽になる！



仕訳やチェック時間を効率化

NX-ACELINK-Pro 会計事務所向けERP

証憑書類 通帳 レシート 領収書

取引データ 銀行 クレジット利用明細

解析・自動仕訳 **AI-OCR** **AI仕訳**

仕訳・残高を
自動チェック

MJS AI 監査支援。

Mミライの
Jジャパンを
S最高に
ミロク情報サービス



MJS 株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場（証券コード:9928）MJSはミロク会計人とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化

検索

